

第七十四回 帝國議會
衆議院

職員健康保險法案委員會議錄(速記)第八回

付託議案審査終了ノモノヲ除ク
健康保險法中改正法律案(政府提出)

船員保險法案(政府提出)

保險院社會保險局長 清水 玄君

保險院書記官 川村 秀文君

昭和十四年三月十五日(水曜日)午後一時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 真鍋 滉君

理事

第六類第二十一號 職員健康保險法案委員會議錄 第八回 昭和十四年三月十五日

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
健康保險法中改正法律案(政府提出)
船員保險法案(政府提出)

○眞鍋委員長 ソレデハ開會致シマス、マダ質問ノ通告ガアルノデアリマスガ、厚生大臣ガ少シ出席ガ遅レマスノデ、其ノ方ハ後廻シニ致シマシテ、政府委員デ宜シイト云フ米窪亮君カラ始メマス——米窪君

○佐藤政府委員 法案ノ第十五條ニ關スル勅令ハ、現在健康保險ニアル制度ト、大體同ジニスル積リデアリマシテ、第十五條ニ掲ゲタヤウナ船員デアツテ、サウシテ其ノ船員ガ共濟組合ニ入ツテ居ルト云フ場合ニ於

○佐藤政府委員 只今ノ御尋ノ點ハ勅令ニ解説シテ宜シイノデスカ

ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」ト云フコトデアリマスガ、是ハ調査會ニ於テハ此ノ場合ノ條件トシテ、脱退手當ヲ要求シナイ場合ニ限ルトアリマス、本法ノ申

付託議案審査終了ノモノヲ除ク
健康保險法中改正法律案(政府提出)

船員保險法案(政府提出)

ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」ト云フコトデアリマスガ、是ハ調査會ニ於テハ此ノ場合ノ條件トシテ、脱退手當ヲ要

求シナイ場合ニ限ルトアリマス、本法ノ申

付託議案審査終了ノモノヲ除ク
健康保險法中改正法律案(政府提出)

船員保險法案(政府提出)

ニナツテ居リマス、是ハ勅令要項ノ方デハ、
第十八ニ規定シテアルノデアリマスガ、少
シ妙ダト思ヒマスノハ、勅令ノ十八ノ方ハ事務
長、事務員、醫師、無線技士、無線技師助手、
聽取員、通譯、四等運轉士、四等機關士ト云
フコトニナツテ居リマス、是ハ年收千八百
圓以上ト云フ標準報酬ヲ取ル者ハ、此ノ外
ニ船長、機關長、運轉士、機關士ガアルト
思ヒマスガ、此ノ船長、機關長、運轉士、
機關士ガ勅令ノ要項ニ洩レテ居ルノデアリ
マスガ、是ハ何カ特別ノ意味ガアルノデア
リマスカ、或ハ偶然ニ洩レタノデアリマス
カ

○佐藤政府委員 勅令ニ書イタノハ、主ナ
場合ヲ書イタノデアリマシテ、勿論報酬年
額千八百圓ノ船舶職員以外ノモノナラバ、
皆給付スル積リデアリマス

○米澤委員 第三十二條ノ四行目デスガ、

「主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ命令ノ
定ムル所ニ依リ」ト云フ點デアリマスガ、是
ハドウ云フ病氣ヲ指スノデアリマスカ

○佐藤政府委員 差向考ヘテ居ルノハ結核
デアリマス

○米澤委員 船員ノ特殊性カラ言ヒマシテ、
勿論結核ハ重大ナル問題トシテ舉ゲベキ病
氣デアリマスガ、其ノ外ニ船員ガ其ノ船ノ

運航ノ關係上、例ヘバ印度ニ參リマスト「マ
ラリヤ」ニ罹ル、ソレカラ「デング」熱ナド
ト云フ風土病ニ罹ルノデアリマス、又支那
ニ参リマスト「ベスト」ヤ「コレラ」ニ罹ルノ
デアリマスガ、是ハ船員ガ保健上、衛生上
如何ニ注意シテモ、其ノ船ガサウ云フ所ニ
行クコトニ依ツテ罹ルノデアリマシテ、一
種ノ不可抗力的ナ性質ガアルノデアリマス
ガ、サウ云フヤウナ風土病、或ハ傳染病モ
將來御研究ノ上勅令ニ依ツテ含マセル御意
思ガアルカドウカ伺ヒマス

○佐藤政府委員 第三十二條ノ二項ノ主務
大臣ノ指定スル疾病デアリマスガ、是ハ此
ノ法ヲ施行スルト同時ニ指定スルト云フコ
トハ、今ノ所實ハ考ヘテ居ラヌノデ、此ノ
指定ト云フモノハ後ノ問題ニナルノデアリ
マス、ソコデ差向考ヘテ居ルノハ結核デア
リマスケレドモ、尙ホ此ノ法ノ實施後ニ於
テ、十分事情ヲ調査シマシテ、今述べラレ
タヤウナ病氣ニ付キマシテハ十分研究ノ上、
必要アレバ指定シタイト思ツテ居リマス

○米澤委員 一寸前ニ遡ツテ洵ニ濟ミマセ
ヌガ、本法ノ第二十六條ニ「保險給付トシテ
他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ」斯ウナツテ居リマスガ、是
ラリヤ」ニ罹ル、ソレカラ「デング」熱ナド
ト云フ風土病ニ罹ルノデアリマス、又支那
ニ参リマスト「ベスト」ヤ「コレラ」ニ罹ルノ
デアリマスガ、是ハ船員ガ保健上、衛生上
如何ニ注意シテモ、其ノ船ガサウ云フ所ニ
行クコトニ依ツテ罹ルノデアリマシテ、一
種ノ不可抗力的ナ性質ガアルノデアリマス
ガ、サウ云フヤウナ風土病、或ハ傳染病モ
將來御研究ノ上勅令ニ依ツテ含マセル御意
思ガアルカドウカ伺ヒマス

○佐藤政府委員 第三十二條ノ二項ノ主務
大臣ノ指定スル疾病デアリマスガ、是ハ此
ノ法ヲ施行スルト同時ニ指定スルト云フコ
トハ、今ノ所實ハ考ヘテ居ラヌノデ、此ノ
指定ト云フモノハ後ノ問題ニナルノデアリ
マス、ソコデ差向考ヘテ居ルノハ結核デア
リマスケレドモ、尙ホ此ノ法ノ實施後ニ於
テ、十分事情ヲ調査シマシテ、今述べラレ
タヤウナ病氣ニ付キマシテハ十分研究ノ上、
必要アレバ指定シタイト思ツテ居リマス

○米澤委員 一寸前ニ遡ツテ洵ニ濟ミマセ
ヌガ、本法ノ第二十六條ニ「保險給付トシテ
他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ」斯ウナツテ居リマスガ、是
ラリヤ」ニ罹ル、ソレカラ「デング」熱ナド
ト云フ風土病ニ罹ルノデアリマス、又支那
ニ参リマスト「ベスト」ヤ「コレラ」ニ罹ルノ
デアリマスガ、是ハ船員ガ保健上、衛生上
如何ニ注意シテモ、其ノ船ガサウ云フ所ニ
行クコトニ依ツテ罹ルノデアリマシテ、一
種ノ不可抗力的ナ性質ガアルノデアリマス
ガ、サウ云フヤウナ風土病、或ハ傳染病モ
將來御研究ノ上勅令ニ依ツテ含マセル御意
思ガアルカドウカ伺ヒマス

○佐藤政府委員 養老年金ト廢疾年金ヲ區
別シタ理由デアリマスガ、廢疾年金ト云フ
モノハ現在ノ所得稅法案等ニ於キマシテモ、
廢疾ト云フモノハ養老年金ヲ費フ場合ト異
ナリマシテ、他ノ制度トノ關係ヲ考ヘマシ
テモ、非常ニ事情ガ違フノデアツテ、サウ
云フ風ナ租稅制度ノ一般ノ例ニ倣ツテ、養
老年金ダケハ此處ニ入レルコトニ致シマシ
タ、併シナガラ養老年金モ、此處ニ法律上
ハ入ツテ居リマスガ、實際上ノ問題ト致シ
マシテハ、養老年金ノ計算ニ致シマシテモ、
幾ラヲ所得ト見ルカト云フ場合ニ於キマシ
テハ、斯ウ云フ所得ヲ得ルコトニ必要ナ經
費ハ差引クト云フコトガ、所得稅法ニ規定
シテアル、其ノ必要ナ經費ト云フノハ何ヲ
言フカト云フト、大體拂込保險料ト云フヤ

○米澤委員 次ニハ本法第三十四條、是ハ
極メテ重要ナ點デアリマシテ、私ハ本會議
ニ於テモ其ノ年齢五十歳ハ高過ギル、是
ハ私共ノ調査ニ依リマシテモ、一昨日政
府御當局ヲ戴イタ調査ニ依リマシテモ、船
員ノ平均年齢ハ、日本國民ノ平均死亡年齢
ヨリモ低イノデアリマスルシ、終役年齢

カラ言ヒマシテモ、陸上ノ勞働者ト比較シ
テ年齡別ニ調査シテ、ヤハリ低イノデア
リマス、サウ云フ統計ガ明ニ出テ居ル、又
昨日厚生大臣ノ御答辯ニ依レバ、我國ニ於
テハココ當分ノ間ハ、失業保險ヲ制定スル事
情ニナツテ居ラナイ、斯ウ云フコトデアリ
マシテ、隨テ船員ハ此ノ法案ノミガ、唯一
ノ保護法規ニナルノデアリマスガ、世間ノ

一部ニハ五十歳ニスルト云フコトハ、五十
歳以上ノ船員ガドン／＼船ヲ下リル危險ガ
アルカラト云フコトヲ言フ者ガアリマスガ、
ソレハ實情ヲ知ラナイモノデアツテ、原則
トシテ五十歳、或ハ四十五歳トシテモ、ソ
レカラ以上ノ年ヲ取ツテモ働ケル者ハ船ニ
被保險者トシテノ勤續年限ヲ通ジテ、平均
標準報酬ノ四分ノ一ヲ初年度ニ於テハ貰フ
ソレカラ以後ハ百分ノ一ガ殖エテ行クト云
フコトデアツテ、ソレダケノ收入ヲ以テ船
員ヲ廢業シテ生活ハ出來ナイノデアリマス
カラ、實際問題トシテハ養老年金ノ資格ガ
付イテモ、働く者ハ何レモ船内ニ残ツ
テ居ル、斯ウ云フコトニナルノデゴザイマ
シテ、之ヲ五十歳カラ四十五歳ニ下ゲタカ
ラト言ツテ決シテ優秀ナ船員ガ四十五歳ズ
ドン／＼船ヲ下リテ行ク心配ハ全然ナイ、
斯ウ云ツタ意味カラ言ツテ、少クトモ養老年
金ヲ給付サレ得ル資格ハ五十歳ハ高過ギル
四十五歳位ガ至當デヤナイカ、是ハ只今申
上ダタ各種ノ統計カラ見テ、妥當デアルト
思フノデアリマスガ、厚生當局ハ是等ノ點
ニ付テ、如何ニ御考デアリマスカ

○佐藤政府委員 之ヲ五十歳ニ決メマスト、
即チ是ヨリモ低ク四十五歳ニモシナイシ、
ウ鑑定サレルカト云フコト、ソレカラ廢

或ハ又ソレヨリ高ク五十五歳ニモシナイデ、
五十歳ニ決メタト云フコトハ、前ニモ慥カ
申シタト思ヒマスガ、船員ノ退職停年ノ年
齡、或ハ又船員勞働ノ特殊性等カラ考ヘテ
見マシテモ、尙ほ保険經濟カラ考ヘマシテモ、
若シ之ヲ五十歳ヨリ下ゲルト云フコトニナ
リマスト、保険料ニ非常ニ響クノデアリマ
シテ、此ノ保険料ヲ増スト云フコトハ、既
ニ隨分重イ保険料デアリマスカラ事實上困
難デアル、サウ云フ風ナ經濟ノ點カラ考ヘ
マシテモ、五十歳ヲ適當ト考ヘテ居ルノデ
アリマス

○米澤委員 第四十條デスガ、廢疾年金ヲ
ヤルベキデアルカ、廢疾手當金ヲヤルベキ
デアルカト云フコトヲ、此處デ決メテ居ル
ノデアリマスガ、是ハ中々難カシイ問題デ
アツテ、何處マデガ廢疾年金ニ相當シ、何
處カラ以下ガ廢疾手當金カト云フコトハ、
中々困難デアリマスルガ、是ハ誰ガ査定ス
ルカ、勅令ノ要綱ニ依リマスト、廢疾年金
ノ方ハ生涯勞働ガ出來ナイ、斯ウ云
定デアツテモ、尙且ツ専門家ガ見テモ中々
困難デアルト思ヒマスガ、其ノ點ハド
コトハ、是ハ船員ノ場合デアリマスカ

○佐藤政府委員 其ノ他ノモノトシテ働クコト
ノ爲ニ水夫ハ出來ナイ、併シソレハ給仕デ
アレバ出來ル、斯ウ云フヤウニ同ジ船内ニ
於テノ職業ヲ變ヘテモ、廢疾手當金ヲ貰ヘ
ルカ、此ノ一點ヲ伺ヒマス

○米澤委員 其ノ他ノモノトシテ働クコト

ハ關係ナイト云フコトハ、其ノ他ノ職務ニ

就クト云フコトニ於テハ、廢疾手當金ヲ貰ヘ
ル资格ヲ失ハナイ、斯ウ解釋シテ宜シイノ

デアリマスカ

○佐藤政府委員 一寸言葉ガ足リマセヌデ

シタガ、サウ云フ意味デアリマシテ、例ヘ

バ火夫トシテハ働ケナクナツタ、所ガ司厨

部ノ人間トシテハ働ケルト云フヤウナ場合ハ、

ドウカト云フノガ御尋ノ點カト思ヒマスガ、

火夫トシテ働ケナクナツタナラバ、假令ソ

レガ給仕トシテ働ケテモ、廢疾手當金ハ支

給スルト云フ趣旨デゴザイマス

○米澤委員 能ク分リマシタ、次ニ本法第

四十三條ト四十五條トノ關聯デスガ、四十

三條デハ養老年金、廢疾年金ハ、勅令ニ依

ツテ其ノ一つヲ支給スル、所謂選擇主義ニ

利ガアルカドウカ分リマセヌガ、兎ニ角下

レカ一ツヲ支給サレルト云フ原則ガ決メテ

アツテ、ソレカラ四十五條へ行クト、養老
年金ノ権利ヲ有スル者ハ、廢疾手當金ヲ支
給セズ、此ノ時ニハ養老年金デアツテ、廢
疾年金デハナイ、斯ウ決ヌテアルノデアリ
マスガ、矛盾ト云フ程デモナイデスガ、少
シ考ヘ方ニ依ルト、此處デ衝突スルコトニ
ナルノデアリマスガ、是ハドウ解釋スルノ

○佐藤政府委員 四十三條ハ御詫ノ通り、
大體被保險者ニ選擇サセル積リデアリマス、
ソレカラ四十五條デスガ、四十五條ハ「養
老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ廢疾手
當金ヲ支給セズ」ト云フコトニナツテ居リ

○米窪委員 分リマシタ、此ノ五十三條第
一項第二號ニ、本法施行地ニ在ルトキニ
ハ給付ヲシナイト云フコトヲ決メテ居リマ
ス、是ハ私ガ本會議デ質問シタ最初ノ方ヘ
戻リマスガ、十七條ト五十三條ノ第一項二
號トハ關聯ガアルト思フノデアリマス、此ノ
十七條ニ依リマスト「本法施行地ニ船籍港ヲ
定ムル船舶ニ乘組ムモノ」此ノ施行地ト云フ
モノハ何デアルカト云フコトガ、勅令ノ要
綱ニモ本文ニモナイ、ソコデ私共ハ常識上
カラ見テ、本法ノ施行地ト云フノハ、所謂
船舶法、或ハ船員法ノ行ハレテ居ル内地ニ船

關東州或ハ支那本土、更ニ世界各國ト云フ
在ルトキ」ト云フコトニナルト、臺灣、朝鮮
籍ヲ有スルモノト、解釋シテ居ルノデアリマ
ス、隨テ此ノ五十三條デハ「本法施行地外ニ
其ノ場合ハ保険給付ガ行ハレナイコトニナ
ルノデアリマス、併シサウデナリマスカラ、當然
コトニナルノデアリマス、併シ同時ニ船舶ニ
乗込シデ居ル時ニハ、保険給付ヲ行ハナイ
ハ豫想出來ル、例ヘバ歐洲航路ノ船舶ノ乘
組員ガ、病氣或ハ怪我ノ爲ニ下船シタ時ハ、
本法施行地以外デアリマスガ、本人ハ船籍
ノ内地ニアル船ノ乗組員デアリマスカラ、
當然給付ヲ受ケル資格ガアル、其ノ著シイ
例ハ、日清汽船會社ノ船舶乗組員ノ場合デ
アリマシテ、是ガ船籍ハ慥カ東京ニアル、
サウスルト是ハ本法施行地ニ船籍ノアル船
舶ニ乗組シデ居ル船員デアツテ、而モ其ノ
船ノ勤怠イテ居ル所謂營業ノ本據ハ上海及ビ
揚子江ニアル、是ハ本法施行地外デアリマ
ス、斯ウ云フ場合ハ折角權利モ與ヘラレ、
保險料モ納メテ置キナガラ、此ノ法律ノ建
前カラ言ヒマスト、假ニ上海デ病氣ノ爲ニ
下船シタ、サウスルト本法ノ施行地外ノ故
ヲ以テ、給付ヲ受ケナイ場合ガ生ズルノデ
アリマスガ、此ノ點ハドウ云フ考デアリマ

○佐藤政府委員 十七條ノ本法施行地ト申
シマスノハ、此ノ法律ガ施行サレル當初ニ
於キマシテハ、一應内地ヲ目的トスル法律
デアリマスノデ内地ニナリマス、唯此ノ法
律案ノ第七十一條ニ依リマシテ、朝鮮又ハ
臺灣ニ施行スル場合ヲ豫想シテ居ルノデア
リマシテ、是ハ出來レバ此ノ法律ヲ内地ニ
施行スルト同時ニ、朝鮮、臺灣ニモ施行ス
ルト云フ考デアリマス、サウナリマスト本
法施行地ト云フノハ、内地ニ限ラズ、朝鮮
臺灣ト云フコトニナルノデアリマス
ソレカラ第五十三條ノ問題デアリマスガ、
第一項第二號ノ本法施行地ト云フノハ、此ノ
法律ガ内地ノミノ法律デアレバ、内地デア
ルシ、豫定通り外地ニモ施行サレルナラバ
内地、朝鮮、臺灣ト云フモノガ、施行地ニ
ナツテ、ソレ以外ニアル場合ハ、五十三條
第一項ノ第二號ニ該當スルコトニナルノデ
アリマス、併シ船ノ性質ト致シマシテ、施
行地外ニ活動スル、殊ニ日清汽船ノ船ノヤ
ウニ上海或ハ揚子江デ勧ク船ガ、若シ施行
地外ニ行ツタ場合ニ、療養ノ給付又ハ傷病
手當金ノ支給ガ出來ナイト云フヤウナコト
ニナルト、其ノ船員ニ付テノ本法ノ適用ト云
フモノハ非常ニ狹メラレル、サウ云フ關係

ニナルノデ、其ノ點ニ付テハ五十三條第一項ノ但書ノ命令デ、サウ云フ場合ニハ施行地外ニ居ツテモ、給付ヲ爲シ得ルヤウニスル積リデアリマス、殊ニ支那事變ノ關係デ、日本ガ支那大陸ニ發展スル、ソレニ伴ツテ船舶關係ニ於キマシテモ、ドンヽソチラノ方ニ廻サレル船員等モ殖エルト云フヤウナ關係ニナルノデ、差向ノ問題トシテハ天津、青島、上海等ハ五十三條ノ但書ニ依ヅテ、例外トシテ療養ノ給付、傷病手當金ノ支給ヲスル積リデ居リマス、尙ホ將來ノ問題トシテ、成ルベク海運ノ海外發展ニ鑑ミマシテ、其ノ給付ヲ爲ス場所ヲ擴張シタイト思ツテ居リマス

クトナレバ、相當ノ被保險者ガ支那デ保険事故ヲ起スモノト見ナケレバナリマセス、此ノ點ハ極メテ重大デアリマスノデ、先程總務局長ノ言ハレタ上海、天津、青島ト云フヤウナ所ダケデナク、相當廣範圍ノ場所ヲ、勅令ヲ以テ御確定ニナルコトヲ希望致シマス、サウシテ其ノ場合ニ於テ、保険給付ヲ行フベキ官廳、保險局ニ代ルベキモノハ、外地ニ於テハ何デアルカ、斯ウ云ツタコトニ付テハ後日疑義ノ起ラナイヤウニ、施行細則ヲ以テ御確定アランコトヲ希望シテ置キマス

ソレカラ十七條ニ關聯シマシテ第七十一

條、第七十二條ノ御説明ガアリマシタガ、

關東州ニ付テハ私本會議デ大臣ニ御尋シタ

ノデアリマスガ、是ハ極メテ重要ナ點デア

リマスカラ、モウ一度伺ヒマス、所謂内地

外地ヲ通ズル行政機構ノ一貫性ト云フコト

ハ、今日有ニル機會ニ、本會ニ於テモ委員

會ニ於テモ、吾々同僚カラ度々政府ニ對シ

テ重大ナル警告ヲ發シテ居ルノデアリマシ

テ、此ノ點ハ本法ニ關シテモ、同様ニ吾々

ハ非常ニ大ナル關心ヲ持ツテ居ルノデアリ

マス、第七十二條ニ依リマスト、關東州ハ

本法ト同様ノ内容ヲ持ツ別ノ船員保險ニ關

スル法規が出來ルノデハナイカト豫想サレ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジ便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ、例ヘバ關東州ノ船員令デ船員デアツタ期間

ハ、其ノ船員ガ内地ニ來タ時分ニハ、内地

ノ船員法ノ船員デアツタ期間ト同視スル、

即チ其ノ期間ハ通算スルト云フヤウニシテ

ルノデアリマスガ、是ハ朝鮮、臺灣ト同ジシテ置キマスガ、此ノ船員保險法ハ内地、

便法ガ取レナイモノデアルカドウカ、向フ

一箇年間デアリマスカラ、其ノ邊ハ事務ノ

折衝デ出來ルモノデアルカドウカ、其ノ御

見込ヲ御答願ヒタイ

○佐藤政府委員 従來ノ法制ニ於キマシテ

モ、内地ト朝鮮、臺灣ト云フモノハ一つノ

法域トスル、即チ内地ノ法律ヲ朝鮮又ハ臺

灣ニ施行スル場合ニハ、勅令ヲ以テ決メル

ト云フ法律ガアリマシテ、一法域ニ爲シ得

ル、又サウ云フ風ニシタ法律モ相當アルノ

デアリマス、所ガ關東州ハ是ハ租借地デア

リマシテ、純然タル意味ニ於テ日本ノ領土

ト云フコトハ出來ナイ、サウ云フ關係デ關

東州ト内地ト一つノ法域ニスルト云フコトハ、ヤツテ居ラヌノデアリマス、ソコデ

從來ノ解釋及び先例ニ倣ヒマシテ、關東州

デハ此ノ船員保險法ト同ジ内容ヲ有スルヤ

ウナ船員保險令ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、サウシテ關東州ト關東州以外ノ、法

律ノ施行區域トノ間ノ關聯ニ付キマシテ

現象ダト思フノデアリマス、是ハ寧ロ大臣ニ御尋シタインデアリマス、委員長ヨリ大臣ガ御見エニナツタラ御傳へ願ヒタイト思フノデアリマシテ、是ハ近イ將來ニ於テ大藏省ト更ニ折衝ナサレテ、保険制度調査會ノ案ノ通りニ、三分ノ一一復活スルコトヲ交渉サレテ、本法ヲ改正サレル意思ガアルカドウカト云フコトヲ、委員長カラ大臣ニ御傳ヘ願ヒタイ

○眞鍋委員長 宜シウゴザイマス

○米窪委員 ソレカラ次ニ第五十九條デ、「保険料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマスガ、吾々ノ戴イテ居ル勅令案ニハゴザイマセヌ、大體ドノ位ノ負擔率ニナツテ居リマスカ、其ノ點ヲ御尋致シマス

○佐藤政府委員 保険料ハ大體船主船員共ニ百分ノ四デアリマス、尙ホ先程一寸私ノ言ヒ方ガ足リナカツタ爲ニ、或ハ誤解ガアツタノデハナイカト思ヒマスカラ、關東州ノ問題ヲ附加ヘテ申シマス、先程申シマシタノハ制度ノ立テ方、法令ノ問題デアリマシテ、實際ノ運用ニ於キマシテハ、向フヘ行ソテ居ルト同ジャウニヤル、即チ公傷規定モ作リマスシ、實際ノ船員保險ト云フ制度ハ、行政的ニ言フナラバ、内外地及ビ關

○米建国委員 附則デ「本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定竝ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマス、此ノ點ハ相當重要デアリマスガ、ドウ云フ意味デアリマスカ
○佐藤政府委員 此ノ法律ハ大體十五年度カラ實施スル積リデ居リマス、併シナガラ此ノ法律ハ中ニ書イテアリマスヤウニ、強制保險制度デアリマシテ、此ノ保險ノ實施スル前ニ於キマシテ、被保險者等ニ付キマシテ十分調査ヲシテ置イテ、其ノ調査が出來上ツテ、所謂保險ヲヤルト云フ考デアリマス、ソコデ保險ノ内容ガ働くノハ、此處ニ書イテ居ル保險給付及ビ費用ノ負擔ニ關スル規定デアリマス、是ハ十五年度カラヤル、其ノ準備行爲デアル所ノ、例ヘバ船員ノ給料調トカ、人員調ト云フモノガ必要ナノデアリマス、其ノ規定ハ此處ニ書イテアル「其ノ他ノ規定」デアリマシテ、是ハ十四年度カラ實施スル、サウ云フ積リナノデアリマス

過規定ニ對スル御調査が必要デアルカラ、サウ云フヤウナ御調査ニ付テハ、十四年度カラ直チニオヤリニナルト云フコトデアリマス、此ノ點ハ私本會議デモ厚生大臣及びミカモ知レマセヌガ、第九條ニ於テ行政官廳ハ船主、船舶所有者ニ對シテ、色々ノ情報ヲ提出セヨト云フコトヲ命ズル、ソレヲ怠ツタ者ハ六十八條デ以テ百圓以下ノ罰金ニ處スト云フコトニナツテ居リマス、是ハ極メテ重大デアリマシテ、斯ウ云フコトヲ御決メニナル必要ハ、勿論今ノ御説明ニ依レバアルノデアリマス、併シ船舶所有者ガ、一々厚生省ノ命令サレル情報ヲ提出スルノ勞ヲ執ラナクテモ、今日遞信省ニハ各地方ニ遞信局ガアツテ、其ノ下ニ海事部ガアツテ、厚生省ガ本法ヲ運用スルニ付テ、直チニ必要ナル材料ハ其處ニ集マラレテ居ルノデアリマスカラ、厚生省ト遞信省ト協力シテ其ノ海事部カラ本案ノ運用ニ必要ナル材料ヲ提出セシメル等ノ、所謂事務上ノ協力ヲ爲ニ直チニ百圓以下ノ罰金ニ處スルト云フナサレバ、第九條ニ於テ御心配ニナツテ居ル點ハ相當除カレルデハナイカ、之ヲ怠ルコトニナルト、船舶所有者ハ洵ニ困ルト思

ヒマス、又被保險者モ絶エズ船舶所有者ニ
自分ノ被保險者タルコトニ關スル、色々ノ材
料ヲ報告シナケレバナラヌコトニナツテ、
是ハ極メテ煩雜ナコトニナルノデアリマ
ス、本法ニ内務大臣ノ副署ガアリ、大藏大
臣ノ副署ガアルニ拘ラズ、遞信大臣ノ副
署ノナイコトハ、ヤハリ斯ウ云ツタ點デ
協力ヲ求メル意思ガナイコトノ現ハレデ
ハナイカト思フ、是ハ常ニ吾々ガ關心ヲ持
テ居ル所ノ各官廳ノ割據主義、或ハ繩
張争ヒノ現ハレガ偶ニココニ出テ來テ居ル
ノデハナイカト云フコトヲ憂慮スル、幸ニ
シテサウ云フコトデナイト云フコトデアル
ナラバ、是ハ私ノ心配ハ杞憂ニ終ルノデア
リマス、其ノ點ハ本會議デモ御尋シタノデ
アルカドウカ、成ベクナラバ海事部ヲ利用
スルト云フコトヲ本位ニシテ、第九條ハ已
ムヲ得ナイ時ニ發動スルト云フ御取計ヒガ
アルカドウカト云フコトヲ御尋シタイ
○佐藤政府委員 只今ノ御話デズガ、是ハ
能クアルコトデアリマシテ、同ジヤウナ報
告ヲ民間ノ人ニ對シテ、官廳ガ違フト云フ
理由デアツチカラモコツチカラモ要求スル、
ソコデ官廳ノ爲ニ非常ニ民間ガ迷惑スルト

云フコトヲ、能ク聞クノデアリマス、ソコ
デ此ノ案ノ運用ニ付キマシテハ、サウ云フコ
トヲ十分考ヘマシテ、成ルベク國トシテモ簡
便ニ、民間ノ人ニ迷惑ヲ掛けナイヤウニ
進ンデ、此ノ案ヲ運用シテ參ラウト思ヒマ
ス、ソコデ今御話ノヤウニ、大體海事部ニ
アル書類ニ付キマシテハ遞信省ト協力致シ
マシテ、ソレヲ利用スル、サウスレバ今日
ノ厚生省ノ事務費モ、或ル程度省ケルデア
ラウシ、又民間ニ於テモ同ジヤウナモノヲ
厚生省ニモ出シ、遞信省ニモ出スト云フコ
トガナクテ済ム、サウ云フ關係デ遞信省ト
十分協力ノ上、國ノ事務トシテ最モ簡単ニ、
又民間ノ人ニ成ベク迷惑ヲ掛けナイヤウニ
ト云フ積リデ居リマス、隨テ此ノ第九條ガ
働クノハ、サウ云フコトノ出來ナイ場合デ
アリマシテ、極メテ少イモノダラウト思ツ
テ居リマス

○米窪委員 能ク分リマシタ、最後ニモウ
一點、保險審査ニ付テ此ノ戴キマシタ勅
令ノ要綱案ニ、審査會ノ官制ノ案ガ出テ居
ルノデゴザイマシテ、之ニ依ツテ極メテ明
瞭デアリマスルガ、此ノ中ニ被保險者ノ代
表ガ二人又ハ三人トアリマスガ、實際問題
トハ、事實上困難デハナイカ、サウ云フ場
合ニ被保險者ノ人ヲ代表シ得ル者ガ、審査
委員ニナレルモノニアラウカ、此ノ點ダケ
ヲ御伺シタイ

○佐藤政府委員 其ノ點ハ尙ホ能ク考ヘマ
スガ、大體サウ云フコトニナルト思ツテ居
リマス

○米窪委員 私ノ質問ハ是デ終リマス

○眞鍋委員長 先刻委員長ヲ通ジテ、第五
十八條「國庫ハ療養ノ給付及傷病手當金ヲ除
クノ外保險給付ニ要スル費用ノ五分ノ一ヲ
負擔ス」トアルノヲ「三分ノ一」ニ修正スルト
云フ意思ニ付テ、厚生大臣ニ質シテクレト云
フヤウナ御申請デアリマシタガ、諒承致シ
マシタ

○米窪委員 其ノ點ニ付テハ此ノ場合ニ修
正ト云フ意味デハアリマセヌ、近イ將來ニ
於テ本法ヲ改正スル際ニ、サウ云フ工合ニ
直スコトハ出來ナイカ、斯ウ云フ意味デア
リマス

○眞鍋委員長 諒承致シマシタ——他ニ政
府委員ニ御質問ノ御方ハゴザイマセヌカ——

土屋清三郎君ニ、發言ヲ許シマス

○土屋委員 私ハ昨日厚生大臣ニ對シテ、
委員ニナレルモノニアラウカ、此ノ點ダケ
ヲ拒ムコトガ出來ル、是ハ何故デアルカト
ハ厚生大臣ニ對シテ、アナタハ此ノ診療録査
閱問題ノ由來ヲ御承知ガナイ、醫師法改正當
時ノ經緯モ御承知ガナイ、失禮デアルケレ
ドモ、恐ラク關係法規モ御調ニナツテ居ナイ
ダラウ、ソレデアルカラ今此處デ強ヒ
テ直チニ答辯ヲシナイデモ宜シイカラ、一
日掛ツテ能ク御相談ナサツテ、其ノ上デ質
問ヲ重ネル方ガ、却テ議事ノ進行ヲ滑カニ
シ得ルデアラウ、斯ウ云フ意味デ質問ヲ留
保致シテ置キマシタ、ソコデ先づ大臣ニ對
シテモ、又委員諸君ニ對シテモ、質問ノ點
ノ御諒解ヲ得ラレルヤウニ、診療録問題ノ
起リカラ概略申上ゲルコトガ適當グト存ジ
マス、勿論此ノ問題ニ關シマシテハ、今日御
出席ニナリマシタ私ノ先輩デアリ同僚デア
ル、政友會ノ野方次郎君カラモ御質問ガアル
サウデアリマスカラ、重複ヲ避ケテ、私ハ
私ノ見タ點ダケヲ申上ゲテ、大臣ノ答辯ヲ
得タイト思ヒマス、御承知ノ通リ醫師ハ、
辯護士、代言人、或ハ藥劑師、藥種商、產
婆、サウ云フ色々ナ業者ト同時ニ、業務上知
リ得タル人ノ祕密ヲ、故ナク漏ラスコトハ
審査會ノアル度ニ被保險者ガ下リテ來ルコ

出來ナイ、漏ラセバ處罰ヲサレル、同時ニ
裁判所ニ於テ、證人トシテ宣誓シテ立ツタ
後ニ於キマシテモ、此ノ業務上知リ得タル
祕密ニ屬スルノ故ヲ以テ、證言ヲ拒ムコト
診療録ノ査閱ニ付テ、御尋ヲ致シマシタガ、
政府ノ答辯ハ全然要領ヲ得ナイ、ソコデ私
ハ厚生大臣ニ對シテ、アナタハ此ノ診療録査
閱問題ノ由來ヲ御承知ガナイ、醫師法改正當
時ノ經緯モ御承知ガナイ、失禮デアルケレ
ドモ、恐ラク關係法規モ御調ニナツテ居ナイ
ダラウ、ソレデアルカラ今此處デ強ヒ
テ直チニ答辯ヲシナイデモ宜シイカラ、一
日掛ツテ能ク御相談ナサツテ、其ノ上デ質
問ヲ重ネル方ガ、却テ議事ノ進行ヲ滑カニ
シ得ルデアラウ、斯ウ云フ意味デ質問ヲ留
保致シテ置キマシタ、ソコデ先づ大臣ニ對
シテモ、又委員諸君ニ對シテモ、質問ノ點
ノ御諒解ヲ得ラレルヤウニ、診療録問題ノ
起リカラ概略申上ゲルコトガ適當グト存ジ
マス、勿論此ノ問題ニ關シマシテハ、今日御
出席ニナリマシタ私ノ先輩デアリ同僚デア
ル、政友會ノ野方次郎君カラモ御質問ガアル
サウデアリマスカラ、重複ヲ避ケテ、私ハ
私ノ見タ點ダケヲ申上ゲテ、大臣ノ答辯ヲ
得タイト思ヒマス、御承知ノ通リ醫師ハ、
メテ日本ニ醫師法ガ出來マシテカラ、施行細
則ト云フモノガ各府縣ニ出來マシテ、其ノ
ニ關係者ノ祕密ト云フモノハ、非常ニ嚴重
ニ保護致シテ居ル、現政府ガ標準ニシテ始
終仰セラレル改正獨逸醫師法ナンカニ於テ
モ、醫學生其ノ他醫者ノ醫療ノ介添ラスル
デモ醫師ガ業務上知リ得タル患者、或ハ其
ノ關係者ノ祕密ト云フモノハ、非常ニ嚴重
ニ保護致シテ居ル、現政府ガ標準ニシテ始
終仰セラレル改正獨逸醫師法ナンカニ於テ
モ、醫學生其ノ他醫者ノ醫療ノ介添ラスル
デ強ヒテ見ルナドト云フ規定ヲ設ケテ居
者ニ對シテモ、ヤハリ嚴重ナル默祕義務ヲ
命ジテ居ルバカリデナク、診療録ヲ上ノ力
所ハ、吾々ハ曾テ知ラナカツタ、然ルニ初
コトガ出來ル、之ヲ拒メバ處罰スルト云フ

規定ヲ設ケテアルノガ、岩手縣、茨城縣、三重縣等デアル、是ガ非常ニ問題トナツテ屢々政府ニ迫ツタ、其ノ後健康保險法ガ出來マシテ、健康保險法デモ、ヤハリ命令デ何カ之ヲ間接ニ見ルコトガ出來ルヤウナ規定ガ出來タ、愈々是ハ重大ナル問題ダト云フノヨウト云フコトニナリマシテ、出タノガ先年ノ醫師法改正案デアル、所ガ此ノ醫師法改正ハ吾々ノ豫期ニ反シテ、一ツハ醫師ニアラザル者ノ醫業經營ヲ認メル、一ツハ診療錄ヲ官吏ガ何時デモ查閱スルコトガ出來ルト云フコトヲ、法律ニ明記シテ統一シヨウト致シマシタ結果、是ガ衆議院ニ於テ非常ニ問題トナツタ、信書ノ祕密ハ憲法モ之密ト云フモノハ、所謂内事不可侵ノ原則ニ依ツテ、出來ル限り之ヲ保護シテヤルコトガ、社會生活ノ爲ニ必要デアルト云フ意見カラ、衆議院ハ非常ナ力デ之ニ反対致シマシタ、其ノ結果政府ハ遂ニ已ムヲ得ズ、之ヲ非常ニ嚴格ニ制限致シマシテ、辛ウジテ衆議院ノ同意ヲ得タノデアリマス、當時ノ事ハ速記錄ヲ御覽ニナレバ、能ク分ルノデアリマスガ、速記錄記載以外ニ於テ、政府ト

政黨幹部及ビ特別委員トノ間ニハ、隨分繰返シ繰返シ折衝ヲ重ネラレテ、サウシテ纏ツタモノガ、唯官吏ガ見ルト云フコトデハイケナイ、是ハ醫師及ビ歯科醫師タル、又ハデ、政府ニヤカマシク迫リマシタ結果、政府モ時代ノ進運ニ應ジテ、醫師法ヲ改正シヨウト云フコトニナリマシテ、出タノガ先年ノ醫師法改正案デアル、所ガ此ノ醫師法コトヲ、其ノ醫師ニ通知ヲスル、サウシテ如何ナル場合ニ查閱シ得ルカト云フコトニ付テハ、第一傳染病隱蔽ノ疑アル場合、第二ハ麻藥取締ニ反シテ居ル疑アル場合、第三ニハ醫師ガ業務上不正行爲ヲシタ疑ノアル場合、斯ル場合ニ限ル、サウシテ若シ查閱スル衛生官吏ガ、故ナク之ヲ漏ラシタル場合ニハ、徵役或ハ罰金ニ處スルノミナラズ、職務上其ノ衛生官吏ノ查閲シタル内容ヲ知リ得ル立場ニアル公務員、即チ衛生課長デアルトカ、或ハ衛生課ノ僚、或ハ其ノ上ニ立ツ所ノ警察部長、知事、斯ウ云フ者ガ之ヲ知ツテ漏ラシタ場合モ、同罪ト云フコトニナツテ、漸ク此ノ衆議院ノ同意ヲ得テ、アノ案ハ通過シタ、ソレデアリマスカラ、診療錄ヲ今後查閱シヨウト云フ場合ニハ、醫師法ニ依ツテノミ査閲スルコトヲ議會ハ認メタノデアツテ、其ノ以外ニ於テ見ルト云フコトハ、立法府ノ

薬劑師タル衛生官吏ニ限り查閱スルコトガ出來ル、ソレカラ、查閲スル場合ニハ、豫メ何ノ目的ニ依ツテ查閲スルカト云フコトヲ、其ノ醫師ニ通知ヲスル、サウシテ如何ナル場合ニ查閱シ得ルカト云フコトニ付テハ、第一傳染病隱蔽ノ疑アル場合、第二ハ麻藥取締ニ反シテ居ル疑アル場合、第三ニハ醫師ガ業務上不正行爲ヲシタ疑ノアル場合、斯ル場合ニ限ル、サウシテ若シ查閱スル衛生官吏ガ、故ナク之ヲ漏ラシタル場合ニハ、徵役或ハ罰金ニ處スルノミナラズ、職務上其ノ衛生官吏ノ查閲シタル内容ヲ知リ得ル立場ニアル公務員、即チ衛生課長デアルトカ、或ハ衛生課ノ僚、或ハ其ノ上ニ立ツ所ノ警察部長、知事、斯ウ云フ者ガ之ヲ知ツテ漏ラシタ場合モ、同罪ト云フコトニナツテ、漸ク此ノ衆議院ノ同意ヲ得テ、アノ案ハ通過シタ、ソレデアリマスカラ、診療錄ヲ今後查閱シヨウト云フ場合ニハ、醫師法ニ依ツテノミ査閲スルコトヲ議會ハ認メタノデアツテ、其ノ以外ニ於テ見ルト云フコトハ、立法府ノ

断ジテ認メザル所デアリマス、然ルニ政府ハ議會デ此ノ明白ナル言質ヲ與ヘテ居リ、且ツソレニ承諾ヲ與ヘテ居ルニ拘ラズ、其ノ後救護法、母子保護法、更ニ昨年出タ國民健康保險法、又今年提出サレタ職員健康保險法、今審議中ノ船員保險法ニ於テモ、法ニ何等診療錄ニ關シテ明記スル所ガナイニ拘ラズ、ヤハリ命令ニ於テ之ヲ見得ルヤシテ、他ノ官吏ヲシテ、或ハ國民健康保險ウナ文句ヲ作ツテ、サウシテ醫師法ヲ無視シテ、他ノ官吏ヲシテ、或ハ國民健康保險デアリマスト、其ノ理事者ヲシテ、或ハ母子保護法、救護法等デアリマスト、市町村ノ吏員ガ、ヤハリ之ヲ見得ルヤウニ、其ノ範圍ヲ非常ニ廣ク擴ゲテ見サセヨウトシテ居ル、之ニ對シテ昨日厚生大臣ハ、法規ノ解釋上サウ出來ル、斯ウ言ハレマシタガ、第一アナタハ厚生次官トシテ、昨年ノ議會ニ於テ前厚生大臣ヲ援ケテ議會ニ臨マレマシタケレドモ、木戸厚生大臣ハ豫算總會ニ於テ何ト答辯サレテ居ルカ、私ノ此ノ質問ニ對シテ、洵ニ同感デアリマスカラ、善處致シマスト云フコトヲ答ヘテ居ル、然ルニ議會ガ過ギテカラ後、依然トシテ政府ハ其ノ態度ヲ改メザルノミナラズ、態々昨年ノ暮アタリデスカ——私ハ其ノ通知ヲサツキ請求シテ置キマシテ、マダ手許ニ來マセヌニ依ツテ醫療ヲ受ケナケレバナラヌ、サウ

シテ其ノ記録タル診療錄ヲ、醫師法ニ依ラ
ト、其ノ結果ハドウナリマスカ、醫師法改
正當時ニ、診療錄査閱ニ關スル規定ヲ、衆
議院ガ嚴格ニ制限致シマシタノハ、サナク
致シナガラ、愈、其ノ法律ヲ執行スルト云フ時
ニナルト、勝手ニ命令ヲ以テ之ヲ歪メテ臺無
シニシテシマフ、今一ツハ兎角之ヲ政治上
ニ悪用シテ、選舉ナドニ於テモ、干渉ノ具
ニ供スル惧レガアル、堂々タル立派ナ紳士
貴顯ト雖モ病ニ對シテハ同ジデアル、或ハ
外聞ヲ憚ル病ニ罹ラヌトモ限ラナイ、サウ
云フコトガ官僚ノ手ニ依ツテ、ドンヽ醫
者ノ方カラ發カレルト云フコトニナツタチ
ラバ、是程世ノ中ニ不安ナコトハナイ、小
説ノ「不如歸」ヲ讀ムマデモナク、家庭悲劇、
結婚悲劇、或ハ之ニ依ツテ就職モ出來ナイ
ヤウナ事態ノ起ルコトハ明瞭デアル、斯ウ
云フ意味カラ醫師法改正ノ當時、アレマデ
嚴格ニヤツタニ拘ラズ、法律ガ通ツテシマ
フト、勝手ニ命令ヲ以テ歪メル、議會ニ於
テ此ノ質問ヲスレバ、漠然唯法規上サウ云
フ解釋ヲ採リマスト言フ、サウ云フ答辯デ
ハ、政府ヲ監督スル立場ニアル吾々トシテ
ハ承服ガ出來ナイ、私ハ茲ニ繰返シテ申シ

マスガ、我國ノ制度ニ於テハ、國務大臣ハ
他ノ一般官吏ト同ジヤウナ懲戒ノ途ガ法律
ヲ輔翼シ奉ラナケレバナラヌ大臣ガ、法律
上責任ガナイノヲ宜イコトニシテ居ル譯デ
モアリマスマイガ、此ノ重大ナル問題ニ對
シテ、漠然唯法規上サウ云フ解釋ヲ採リマ
スト云フヤウナコトヲ言ハレテモ通ラナイ、
私ハ先ニモ申シタ通り、厚生省ノ出來マシ
タコトハ、國民多年ノ要望スル所デアツテ、然
拘ニ結構デアルト喜ンダノデアリマス、然
ルニ厚生省ガ出來テカラ今日マデノ事態ヲ
見マスルト、實ニ遺憾ナコトガ多イ、豫算
委員會ニ於テモ、決算委員會ニ於テモ、新
ニ厚生大臣ノ印綬ヲ帶ビテ華々シク登場シ
タアナタガ、過去ニ於ケル失政、今日ノ斯
ウ云フ輕卒ナル態度ニ對シテ、議員ノ追究
ヲ受ケルコトニ付テハ、私ハ深ク御同情申
上ゲル、併シ大義親ヲ滅ス、全國民が不安
ヲ一掃シ、安心シテ醫師ノ診療ヲ受ケ、安
心シテ自分ノ病氣ヲ新シイ醫療ノ手ニ任セ
ヨウトシテ居ル國民ノコトヲ思ヘバ、簡單
ナ答辯ヲシ、間違ツタ解釋ヲ取り、憲法ヲ
無視シテ、此ノ法案ヲ無理ニ通サウツル
アナタニ對シテハ、斯ウ申スノモ拘ニ已ム
ヲ得ナイ、併シ強ヒテアナタガサウ云フ無

○廣瀬國務大臣 診療録ノ査閲ノ問題ニ付
テノ法律的ノ解釋ニ付キマシテハ、昨日私
及ビ衛生局長カラ答辯申上げタ通リデアリ
マスガ、ソレカラ尙ホ國民健康保険デアルト
カ、或ハ職員保険、其ノ他ノ保険ニ付キマ
シテモ診療録ヲ見ルコトハ、是ハ其ノ必要
ノ限度ニ於テ見ルノデアリマシテ、決シテ
之ニ依ツテ徒ニ患者ノ祕密ヲ發クト云フヤ
ウナコトノナイヤウニ、本法ハ必ず執行出
來ルモノト私ハ思ツテ居リマス、其ノ點ハ
心配スルノ必要ハナイト思ツテ居リマス
○土屋委員 必要ノ限度ニ於テヤルトカヤ
ラナイトカ、祕密ヲ漏サナイヤウニ努メル
トカ努メナイトカ云フ問題デハナイ、是ハ
根本ノ問題ナノデス、立法府ガ嚴格ニ之ヲ
規定シテ、此ノ範圍ニ於テ政府ハ法律ヲ執
行シロト云フコトヲ、政府ニ命ジテ居ルノ
ニ、自分勝手ノ解釋ヲシテ、漏サナケレバ
宜イデセウトカ、必要ノ限度ナラ宜イデセ
ウトカ云フコトハ、答辯ニナツテ居ナイ、
私ハ法律ヲ學問ヲシタ者デハナイガ、アナ
タハ立派ニ帝國大學ヲ卒業シタノダカラ、
法律ヲヤツタデセウ、恐ラク美濃部博士カ

上杉博士ノ憲法ノ本ヲ讀ンダニ違ヒナイガ、何ト書イテアル、命令ト云フモノハ、凡ソ法規ノ豫想セザル規定ハ出來ナイ、其ノ法律ヲ執行スルコトニ、法律ガ委任シタル範圍ヲ逸脱シテ、他ノ法律ノ規定ヲ犯シテ、ソレデ差支ナイトハ何ト云フコトダ、官僚獨善ノ弊ガ囂々タル今日、命令ヲ以テ勝手ニ法律ヲ干犯シテ、漏サナケレバ宜イデセウ、必要ノ範圍ナラ宜イデセウ、ソレデハ國務大臣ニナレナイ、ソレデ國務大臣ガ務マリマスカ、今マデサウデナクテモ人權蹂躪、職權濫用、今日ハ官僚ノ横暴ナコトニ付テ良民ハ泣イテ居ルノデアル、先達テ貴族院デハ長岡隆一郎君――アノ内務省ノ衛生局ニ居ツテ、社會局長官モシテ居ツタ官僚出ノ長岡隆一郎君スラ、ナイト言フテ、貴族院デ糺彈シテ居ル、今決算ニ懸ツテ居ル問題ヲ御覽ナサイ、アノ時ノ他ノ委員ノ質問ニ對スルアナタノ答辯ハ、何處ニ此ノ非常時局ヲ擔ツテ 陛下ノ御信任ヲ得テ、輔弼ノ重責ニ當ルト云フ責任觀念ガアリマスカ、私ハ是ダケヲ申上ゲテ政府ノ態度ニ對シテハ、吾々ハ深ク自ラ決スル所アルト云フコトヲ確ト申上ゲテ、私ノ質問ヲ打切りマス

○野方委員 私ハ船員保險法ノ重大ナル案
ガ出テ居リマスノデ、速ニ貴族院ニ送ルコ
トヲ望ンデ居ルノデアリマスルガ、夙ニ社
會保險殊ニ海員保險ノ制定ノ熱望者ノ一人
デアリマシタ、唯私ガ一言申上ゲテ置キタ
イノハ、戰時ハ兵士ト同様ノ國防ノ任ニ當
ル所ノ船員デアリマスルシ、平時ハ文化、
運輸、交通ニ從事スル重大ナル職務ニア
リマスルガ故ニ、先づ政府ノ之ニ對スル
保險給付ハ、十分完全ニヤツテ戴キタイ、
又疾病ニ對シマシテモ、海上生活者ハ陸上
生活者ト違ツテ、病氣ノ種類ガ違フヤウデ
アリマスカラ、之ヲ十分防除シテ行キタイ、
之ヲ御願シマス、尙ホ一言御伺シタイノハ、
私平素厚生大臣ニ對シテハ、私的ニ於テハ非
常ニ御世話ニナツテ居ル、併シ是ハ公私混淆
シナイヤウニ御願致シマス、只今土屋君ヨ
リ激烈ナ御意見ガアリマシタガ、是ハ土屋
君個人ノ意見デハナクシテ、全國六万ノ醫
師ノ聲デアリ、隨テ診療錄査閱問題ハ、一
般社會大眾ニ對スル危惧ノ念ヲ懷カシメル
ルノハ、是ハ人性ノ本能デアリマスノデ、
祕密ノ發覺サレル時ニハ社會ハ平靜ヲ保テ
マセヌ、是ガ故ニ醫師ニ默祕ノ義務ヲ課シ
テ居ルノデアリマス、醫師ガ之ヲ默祕シテ

居リマシテモ、偶々是ガ發覺シテ信用ヲ失ヒ、
社會ノ平靜ヲ紊ス點ガ多々アル、是ハ私ハ
トヲ望ンデ居ルノデアリマスルガ、夙ニ社
會保險殊ニ海員保險ノ制定ノ熱望者ノ一人
デアリマシタ、唯私ガ一言申上ゲテ置キタ
イノハ、戰時ハ兵士ト同様ノ國防ノ任ニ當
ル所ノ船員デアリマスルシ、平時ハ文化、
運輸、交通ニ從事スル重大ナル職務ニア
リマスルガ故ニ、先づ政府ノ之ニ對スル
保險給付ハ、十分完全ニヤツテ戴キタイ、
又疾病ニ對シマシテモ、海上生活者ハ陸上
生活者ト違ツテ、病氣ノ種類ガ違フヤウデ
アリマスカラ、之ヲ十分防除シテ行キタイ、
之ヲ御願シマス、尙ホ一言御伺シタイノハ、
私平素厚生大臣ニ對シテハ、私的ニ於テハ非
常ニ御世話ニナツテ居ル、併シ是ハ公私混淆
シナイヤウニ御願致シマス、只今土屋君ヨ
リ激烈ナ御意見ガアリマシタガ、是ハ土屋
君個人ノ意見デハナクシテ、全國六万ノ醫
師ノ聲デアリ、隨テ診療錄査閱問題ハ、一
般社會大眾ニ對スル危惧ノ念ヲ懷カシメル
ルノハ、是ハ人性ノ本能デアリマスノデ、
祕密ノ發覺サレル時ニハ社會ハ平靜ヲ保テ
マセヌ、是ガ故ニ醫師ニ默祕ノ義務ヲ課シ
テ居ルノデアリマス、醫師ガ之ヲ默祕シテ

居リマシテモ、偶々是ガ發覺シテ信用ヲ失ヒ、
社會ノ平靜ヲ紊ス點ガ多々アル、是ハ私ハ
トヲ望ンデ居ルノデアリマスルガ、夙ニ社
會保險殊ニ海員保險ノ制定ノ熱望者ノ一人
デアリマシタ、唯私ガ一言申上ゲテ置キタ
イノハ、戰時ハ兵士ト同様ノ國防ノ任ニ當
ル所ノ船員デアリマスルシ、平時ハ文化、
運輸、交通ニ從事スル重大ナル職務ニア
リマスルガ故ニ、先づ政府ノ之ニ對スル
保險給付ハ、十分完全ニヤツテ戴キタイ、
又疾病ニ對シマシテモ、海上生活者ハ陸上
生活者ト違ツテ、病氣ノ種類ガ違フヤウデ
アリマスカラ、之ヲ十分防除シテ行キタイ、
之ヲ御願シマス、尙ホ一言御伺シタイノハ、
私平素厚生大臣ニ對シテハ、私的ニ於テハ非
常ニ御世話ニナツテ居ル、併シ是ハ公私混淆
シナイヤウニ御願致シマス、只今土屋君ヨ
リ激烈ナ御意見ガアリマシタガ、是ハ土屋
君個人ノ意見デハナクシテ、全國六万ノ醫
師ノ聲デアリ、隨テ診療錄査閱問題ハ、一
般社會大眾ニ對スル危惧ノ念ヲ懷カシメル
ルノハ、是ハ人性ノ本能デアリマスノデ、
祕密ノ發覺サレル時ニハ社會ハ平靜ヲ保テ
マセヌ、是ガ故ニ醫師ニ默祕ノ義務ヲ課シ
テ居ルノデアリマス、醫師ガ之ヲ默祕シテ

居リマシテモ、偶々是ガ發覺シテ信用ヲ失ヒ、
社會ノ平靜ヲ紊ス點ガ多々アル、是ハ私ハ
トヲ望ンデ居ルノデアリマスルガ、夙ニ社
會保險殊ニ海員保險ノ制定ノ熱望者ノ一人
デアリマシタ、唯私ガ一言申上ゲテ置キタ
イノハ、戰時ハ兵士ト同様ノ國防ノ任ニ當
ル所ノ船員デアリマスルシ、平時ハ文化、
運輸、交通ニ從事スル重大ナル職務ニア
リマスルガ故ニ、先づ政府ノ之ニ對スル
保險給付ハ、十分完全ニヤツテ戴キタイ、
又疾病ニ對シマシテモ、海上生活者ハ陸上
生活者ト違ツテ、病氣ノ種類ガ違フヤウデ
アリマスカラ、之ヲ十分防除シテ行キタイ、
之ヲ御願シマス、尙ホ一言御伺シタイノハ、
私平素厚生大臣ニ對シテハ、私的ニ於テハ非
常ニ御世話ニナツテ居ル、併シ是ハ公私混淆
シナイヤウニ御願致シマス、只今土屋君ヨ
リ激烈ナ御意見ガアリマシタガ、是ハ土屋
君個人ノ意見デハナクシテ、全國六万ノ醫
師ノ聲デアリ、隨テ診療錄査閱問題ハ、一
般社會大眾ニ對スル危惧ノ念ヲ懷カシメル
ルノハ、是ハ人性ノ本能デアリマスノデ、
祕密ノ發覺サレル時ニハ社會ハ平靜ヲ保テ
マセヌ、是ガ故ニ醫師ニ默祕ノ義務ヲ課シ
テ居ルノデアリマス、醫師ガ之ヲ默祕シテ